大阪府教職員親睦会連合会関係文書不存在非公開決定審査請求事案その２（番号28）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年５月27日 |
| 請求内容 | １．大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書２．大阪府教職員親睦会連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって控除できる根拠がわかる文書３．大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、○○銀行代理人弁護士　○○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書 |
| 実施機関の決　定 | 令和２年６月10日付け教福第1131号による不存在非公開決定。【理由】本件公開請求に係る行政文書を作成しておらず、管理していないため。【備考】本決定は、本件公開請求のうち、「１．大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書」に係る決定です。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年６月12日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書１．について、大阪府は「総務サービスシステム」に当該団体に対する引去金登録を行っているため、関係性がわかる文書が存在していることは自明である。職員採用説明会において当該団体への口座振替申込用紙を配布して○○銀行での口座登録を行わせている実態もあるため、関係性を明示する文書も無いことはあり得ない。よって不服とする。 |
| 弁明書 | 本件公開請求に係る行政文書を作成しておらず、管理していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 反論書 | 　審査請求書を援用する。　大阪府が「大阪府教職員親睦会連合会」にかかる引落し事務を業務として無償で役務提供しており、当該契約にかかる文書等、関係性を表わす文書が存在しないことはあり得ない。 |
| 判　断 | １　地方公務員法第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定し、地方公共団体の厚生制度の実施義務を定めている。これを受けて「大阪府学校職員の互助制度に関する条例」に基づき、大阪府教職員互助組合、親睦会等が設立され、大阪府教職員親睦会連合会（以下「連合会」という。）は、教職員のこれら団体への掛金等の支払の便宜のために設立されたものである。　　一般に、連合会のような任意団体には、その運営に関わる事項が記載された規約等が存在するが、規約は、一般的に組織や運営についての基本ルールを定めるものであり、第三者との関係が明記されているとは考え難く、連合会に関 |
| 判　断 | する規約は、大阪府との関係を示す文書には該当しない。さらに、審査請求人は、「職員採用説明会において当該団体への口座振替申込用紙を配付して○○銀行での口座登録を行わせている実態もある」と主張する。連合会は、厚生制度として設立された団体等への掛金等の支払の便宜のために設立されたものであり、教職員の利益となるものであることから、実態として、府教育委員会が、職員採用説明会において教職員から「預金口座振替依頼」を回収する等の事務を行うことは特段不合理ではなく、このような実態は、必ずしも、連合会と大阪府との関係を示す文書が根拠となるものではなく、当該文書が存在しないことは、不合理ではない。２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年５月27日　　　同月24日付け公開請求・同年６月10日　　　　 不存在非公開決定・同月12日　　　　　　　審査請求・同年７月13日　　　　　弁明書・同月20日　　　　　　　反論書・同年11月25日　　 　　諮問 |